## 2.協議会会長及び副会長について

## (1) 会 長 (規約第6条第1項)

会 長 三浦 大助 (佐久市長)
------------------

## (2) 副会長 (規約第7条第1項)

副会長	加藤 哲夫 (臼田町長)
副会長	佐 藤 治 郎 (浅科村長)
副会長	竹 花 健太郎 (望月町長)

## 3.協議会運営経費の市町村負担割合について

(規約第14条第1項)

	4 市町村の負担金の割合	
4 市町村負担金	均等割	5 0 %
	人口割	5 0 %

但し、人口割については平成12年国勢調査人口とする。